

2020 年度全国大学病院輸血部会議 資料集（追加）

資料 7 特別講演「大学病院を取り巻く諸課題」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

本日の内容

大学病院を取り巻く諸課題

～令和2年度全国大学病院輸血部会議～

令和2年10月23日（金）

文部科学省高等教育局医学教育課



1. 大学病院を取り巻く諸課題

（1）働き方改革の動向

1. 大学病院を取り巻く諸課題

- （1）働き方改革の動向
- （2）令和3年度概算要求
- （3）各種要請事項

2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革

2040年に向けて新たな課題に対応するため、Ⅰ.地域医療構想の実現に向けた取組、Ⅱ.医療従事者の働き方改革、Ⅲ.医師偏在対策を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施

Ⅰ.医療施設の最適配置の実現と連携

（地域医療構想の実現：2025年まで）

- ① 全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ② 具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる取組

Ⅱ.医師・医療従事者の働き方改革

（医師の時間外労働に対する
上限規制：2024年～）

- ① 医療機関における労働時間管理の適正化とマネジメント改革
- ② 上手な医療のかかり方に向けた普及・啓発と患者・家族への支援

Ⅲ.実効性のある医師偏在対策

（偏在是正の目標年：2036年）

- ① 地域及び診療科の医師偏在対策
- ② 総合診療専門医の確保等のプライマリ・ケアへの対応

1 趣旨

- 平成30年10月、医療現場で診療行為を行っているのにも関わらず給与が支給されていない医師が複数の大学病院において存在するという報道がされた。
- 上記の報道を踏まえ、各大学が自らの責任においてこれらの医師等の雇用実態等を改めて明らかにした上で、今後、各大学において、自主的に適正な雇用や労務管理をより一層推進するための体制を構築することを強く促すことを目的に調査を実施した。
- ※ 具体的には、給与の支給状況や今後の改善方策等について、回答を求めることとし、回答に当たっては、出勤簿等の確認のみならず、該当者に直接ヒアリングするなど、合理的で有効な確認・検証の実施をするよう依頼するとともに大学当局だけの判断ではなく、学内外の労務管理の専門家（弁護士・社会保険労務士等）へ十分な相談・確認を行うことを要件とした。

2 最終結果

※給与（謝金を含む）の支給状況（平成30年9月期）全ての国公私立大学附属病院（本院、99大学108大学病院）調査対象者（31,801名）

- ①給与（謝金を含む）を支給している者（24,733名 104大学病院）
- ②合理的な理由があるため、労務管理の専門家への相談等も踏まえ、給与を支給していない者（4,249名 72大学病院）
- ③合理的な理由があるため、給与を支給していなかったが、労務管理の専門家への相談等も踏まえ、今後、給与を支給するとした者（2,015名 44大学病院）
- ④合理的な理由がなく給与を支給していなかったため、労務管理の専門家への相談等も踏まえ、適及も含め給与を支給するとした者（804名 29大学病院）

④として、大学が回答した主な理由

- 自己研鑽・自己研究等の目的、又は、大学院の研修の一部という目的で、診療に従事していたが、労働者的実態が強いことなどから、給与を支給することが適当であると判断した。（482名 16大学病院）
- 労働条件勤務日を超えて診療に従事していた、又は、労働上限時間や研修範囲を超えて診療に従事していた。（203名 5大学病院）
- 診療科等における労働時間の管理・把握が不十分であることや労務管理に関する書類等の事務手続上の不備があった。（119名 10大学病院）

3 改善

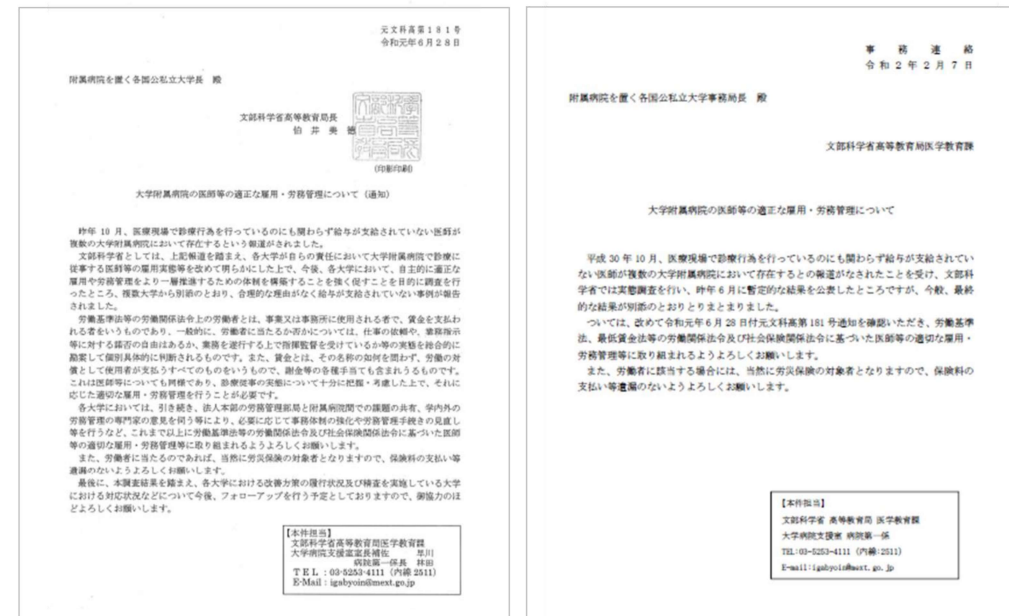
給与を支給するとした者に対する大学の主な改善方策

- 合理的な理由なく給与を支給していなかった者と判断した者に対して、給与の支給（適及を含む）と雇用契約の締結等を実施する。
- 労務管理や自己研鑽・自己研究等に関するマニュアル作成や診療従事願等の申請書類の見直し等、関連規程の見直しを図る。
- 労務管理の適切な把握・報告等を実施するよう、病院長等から全診療科長等に対して周知徹底をする。

4 対応

文部科学省の対応状況

- 医師等の適切な雇用・労務管理に取り組むよう、附属病院を置く各国公立大学長宛てに高等教育局長通知の発出（R1.6.28）
- 上記④の大学が取り組む改善方策（再発防止策）の履行状況の確認等
- 全国医学部長病院長会議、国立大学病院長会議、私立医科大学協会等、各大学病院団体に対して調査結果と今後の課題を周知共有
- 厚生労働省との連携（調査結果の共有等）



8

9

先進的で高度な医療を支える人材養成の推進

令和3年度概算要求・要望額：64億円（15億円）

課 題

近年我が国では、人生百年時代を見据え、国民の健康寿命の延伸に向けて、ICTの活用や多職種連携の推進により、個人・患者本位の新しい健康・医療・介護システムを構築していくことが求められている。

対 策

このような課題に対応し、将来にわたって国民に質の高い保健医療サービスを提供していくため、大学・大学病院における先進的で高度な医療を支える人材の養成や、新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進する。

感染症医療人材養成拠点形成事業

シミュレーション設備を用いた教育プログラムを構築・実施し、今後未知の感染症発生時にも対応できる医師等の高度医療人材を大学病院において養成

50.0億円（新規）

先進的医療イノベーション人材養成事業

我が国の医療・健康水準の向上のため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成する。

- 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト（保健医療分野における人工知能（AI）技術開発を推進する医療人材の養成） 3.0億円（2.0億円）
- 医療データ人材育成拠点形成事業（医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを活用できる人材の育成） 1.7億円（1.7億円）
- 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン（ゲノム医療従事者、希少がん及び小児がんに対応できる医療人材等の養成） 4.8億円（7.0億円）

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

社会から求められる多様な医療ニーズに対応するため、大学・大学病院において高度な専門性を有する医療人材を養成するための教育プログラムを構築し、国内への普及を図る。

- 課題解決型高度医療人材養成プログラム（5領域） 2.6億円（3.2億円）
- 基礎研究医養成活性化プログラム（法医学や病理学分野等における基礎研究医の養成と確保） 1.2億円（0.6億円）

大学における医療人材養成の在り方に関する調査研究

我が国の保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人を養成していくため、大学・大学病院における医療人材養成の在り方について検討するための調査研究を実施する。（医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究等） 0.4億円（0.7億円）

※大学病院の基盤の安定化に対する支援は、第2次補正予算等による支援効果や新型コロナウイルス感染症の今後の動向等を踏まえて、予算編成過程において検討（事項要求）

1. 大学病院を取り巻く諸課題

（2）令和3年度概算要求

感染症医療人材養成拠点形成事業

令和3年度概算要求額 50億円
(新規)



【現状・課題】

- ◆ **新型コロナウイルス感染症に対する大学病院の高い貢献**
 - 全国の新型コロナウイルス感染症患者の**重症患者のうち、約6割を受け入れ**
 - 高度な診療に関わる多くの知見が蓄積
 - 感染症の流行下においても他疾患等に対する高度医療を継続的に提供
- ◆ **院内感染の発生等**
 - 国際的な感染症の動向を把握した**感染症分野の専門人材**の養成が急務
 - 複数の病院において**院内感染が発生**し、医療崩壊を招きかねない事態に陥った

教育・研究・診療を担う大学病院において感染症医療人材養成拠点を形成

【取組内容】

➢ **感染症医療人材養成のための教育プログラム構築・実施**

- 感染症制御に関する知見を収集し、**常に最新の教育プログラムを構築**
- シミュレーション設備**を用いた**感染リスクがない環境下での教育を医療従事者はもとより学生に対しても実施**

【補助対象校】国公立大学 【予算科目】大学改革推進等補助金 【事業規模・支援期間】1.25億円×40拠点=50億円（最長5年間）

【期待される効果】

- ✓ **院内感染を防止し、感染症流行時における安心・安全な医療の提供**
- ✓ **未知の感染症に対する機動的な対応・感染拡大の抑制**

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 基礎研究医養成活性化プログラム

令和3年度概算要求額 1.2億円
(前年度予算額 0.6億円)



【背景・課題】

- 令和2年4月施行の死因究明等推進基本法を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。
- 一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
- ⇒法医学解剖医等の地域偏在と不足の解消
- 児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見逃しが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
- ⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消
- 新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
- ⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

【事業概要】

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

- 法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。
- 過去の死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化するとともに、それらのデータを活用して、児童虐待等の痕跡の判別や薬物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する高度な知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
◇選定件数・単価：3拠点×3,000万円

【継続付】病理学分野等における基礎研究医の養成と確保

複数の大学がそれぞれ独自の強みを生かして連携するなど、大学院課程において病理学を始めとする優れた基礎研究医を養成。⇒令和元年度までに81人の履修者を受入

◇事業期間：5年間（平成29年度～令和3年度）
◇選定件数・単価：5拠点×約700万円

【取組イメージ】

自治体 警察 A大学（拠点校）
自治体 警察 B大学（連携校）
自治体 警察 C大学（連携校）

人財の養成と連携
設備・機材の共有
⇒死因究明人材の充実

死因究明等データベース
(死因究明・身元確認・CDRの事例集)

【期待される成果】

- ☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の連携による死因究明の推進
- ☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
- ☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

先進的医療イノベーション人材養成事業

保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト

令和3年度概算要求額 3億円
(前年度予算額 2億円)



【背景・課題】

- AI教育の抜本的な充実が求められている中、**保健医療分野**においては患者等に関する多様な医療データを活用したAI技術の社会実装の実現性が高いものが多くあり、**新たなAI技術開発と利活用が期待できる分野**として、今後、**人材養成を含めた取組を強化**することが期待されている。
- 将来にわたって、個々の患者に対して最適な医療や安全な医療を提供していくためには、**人工知能（AI）を含めた科学技術を保健医療分野において開発・推進できる人材を養成**することが必要不可欠である。
- 我が国における医療技術の強みの発揮と保健医療分野の課題の解決の両面から**AI研究開発を進めるべき領域を中心とした保健医療分野におけるAI研究開発を加速するための支援と対策が必要とされている。**
- 重点領域の中でも特に**医療の質が異なり、社会からのニーズが高いものの、AIを活用した研究を行う人材の養成が遅れている介護・認知症領域**について、**医工連携等、分野を横断した取組をさらに推進**する必要がある。

【取組イメージ】

【工学系大学】
・医療系資格や工学系人材等様々な人材養成の実績
・医療現場のデータの蓄積
・工学系技術研究の実績

【大学・医療現場等】
・AI技術開発の知見や介護実践の場の提供
・数値プログラムの企画

【民間企業・研究機関等】
・独自のAI技術開発や製品化に向けた実績
・医療介護現場の知見の蓄積

【介護・福祉施設】
・介護・福祉施設

【期待される成果】

- ・国民に対するより質の高い、安全・安心な保健医療サービスの提供に向けた体制の構築
- ・大学と医療・介護現場、民間企業等の連携による新時代に向けた新たな教育拠点の確立
- ・AIの活用による新たな診断方法・治療方法の創出
- ・医療・介護従事者の負担軽減

【取組イメージ】

【工学系大学】
・医療系資格や工学系人材等様々な人材養成の実績
・医療現場のデータの蓄積
・工学系技術研究の実績

【大学・医療現場等】
・AI技術開発の知見や介護実践の場の提供
・数値プログラムの企画

【民間企業・研究機関等】
・独自のAI技術開発や製品化に向けた実績
・医療介護現場の知見の蓄積

【介護・福祉施設】
・介護・福祉施設

【期待される成果】

- ・国民に対するより質の高い、安全・安心な保健医療サービスの提供に向けた体制の構築
- ・大学と医療・介護現場、民間企業等の連携による新時代に向けた新たな教育拠点の確立
- ・AIの活用による新たな診断方法・治療方法の創出
- ・医療・介護従事者の負担軽減

先進的医療イノベーション人材養成事業

多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン

令和3年度概算要求額 4.8億円
(前年度予算額 7.0億円)



【背景】

- ・がんは、**わが国の死因第一位の疾患**であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題。
- ・がん対策の一環の充実を図るため、「**がん対策基本法**」が制定（2007.4施行）。
- （がん専門医療人材養成に係るこれまでの成果）
日本のがん医療水準を向上させるべく、**放射線療法、化学療法、緩和医療等に関する専門医療従事者**に向けた大学院教育コースや短期集中的な講座の設置等によりがん専門医療人材の育成に一定の成果。

【新たなニーズ】

【今後のがん対策の方向性について】（2015年6月 がん対策推進協議会）

- ・「ライフステージに応じたがん対策」として、対策を講じていく必要。
- 【がん対策強化プラン】（2015年12月 がん対策推進協議会）
- ・今後、**AI・デジタル技術と連携してゲノム医療の実用化に向けた取組を加速**していく必要。
- ・**希少がんに関する臨床研究を推進するための体制が不足していること等課題**として指摘。

【緩和ケア推進検討会報告書】（2016年4月 緩和ケア推進検討会）

- ・がん看護領域の専門・認定看護師等の確保が必要。
- ・医学生、臨床研修医、看護学生、薬学生等への**緩和ケアに関する教育・研修を推進**する必要。

【対応策（取組内容・期待される成果）】

- 高度がん医療人材の養成
- ゲノム医療従事者の養成
- 標準医療に分子生物学の成果が取り入れられることによるオーダーメイド医療への対応。
- ゲノム解析の推進による高頻度な遺伝子チェックポイント阻害薬、分子標的薬の効果的な使用による医療費コストの軽減。
- 希少がん及び小児がんに対応できる医療人材の養成
- 希少がん及び小児がんについて、希少がん安心して適切な医療・支援を受けられる様々な治療法を組み合わせた集学的医療を提供できる医療チームの育成。
- ライフステージに応じたがん対策を推進する人材の養成
- ライフステージによって異なる精神的苦痛、身体的苦痛、社会的苦痛といった全人的苦痛（トータルペイン）を和らげるため、医師、看護師、薬剤師、社会福祉士（ソーシャルワーカー）等のチームによる患者中心の医療を推進し、患者の社会復帰等を支援。

【取組の例：人と医を紡ぐ北海道がん医療人養成プラン（札幌医科大学）】

北海道内4大がん医療大学が連携し、がん医療の発展と人材の育成を目指す。

【北海道医科大学】
・がん医療の発展と人材の育成を目指す。がん医療の発展と人材の育成を目指す。

【札幌医科大学】
・がん医療の発展と人材の育成を目指す。がん医療の発展と人材の育成を目指す。

【旭川医科大学】
・がん医療の発展と人材の育成を目指す。がん医療の発展と人材の育成を目指す。

【釧路医科大学】
・がん医療の発展と人材の育成を目指す。がん医療の発展と人材の育成を目指す。



背景・課題

- 大規模な医療データの利活用により、①疾患の原因解明、②予防法の解明、③個別化医療の実現、④医薬品の安全性評価、⑤新薬や新医療技術に係る研究開発の推進など様々な成果が期待されている。
- 欧米では、医療データに関する基盤が既に整備されているが、我が国では、次世代医療基盤法の施行（平成30年5月）や保健医療データプラットフォームの本格稼働（令和2年度予定）などにより、医療データを大規模に収集する環境が整備されつつあるところ。
- 医療データは①大規模なデータを意味のあるかたちに整理（医療データの活用基盤を運営・構築）し、②整理されたデータを分析、課題を解決（医療データの利活用）することが重要であるが、このような収集された医療データの利活用を推進する人材が不足している。

事業概要

- 大学病院を有する大学を中心に複数の大学が連携し、それぞれの強みや特色を活かして、医療データの利活用を推進できるトップレベルの人材を育成する拠点を形成する取組を支援

【選定大学における事業内容】 事業期間：3年間 財政支援（令和元年度～令和3年度）、選定件数・単価：2件×8,449万円

医療リアルワールドデータ活用人材育成事業：東京大学（他2大学）

- 大規模な医療リアルワールドデータから新規知見を創出し、成果を世界へ発信できる「知のプロフェッショナル」人材を育成
- 「医療リアルワールドデータ活用人材育成事業一般履修コース」、「医療リアルワールドデータ活用人材育成事業インテンシブコース」の2コースを開講し、72人（オンラインインテンシブコース32人）を養成
- 履修者が履修課程で匿名加工した成果物を、今後の医療データ人材育成に供するために、オープンで教育資源として公開

※5年間の受入目標人数

関西広域医療データ人材教育拠点形成事業：京都大学（他10大学）

- 医療データが生まれてから活用されるまでの情報流の始点から終点までを確実に支え、正しく統制できる人材を育成
- 「医療情報学修士基本コース」、「社会変革型医療データサイエンティスト育成プログラム」、「ヒューマンデータサイエンティスト養成講座」の3コースを開講し、198人（オンラインインテンシブコース168人）を養成
- 教育の核となる教科の教科書等を編纂・出版し、国内外へ教育プログラムを共有

※5年間の受入目標人数

成果

医療データを収集・整理し、新たな科学的・社会的に有益な知見を発見 → 新しい治療法や新薬の開発等の医療分野の研究開発に活用 → 次世代医療の実現へ

16



背景・課題

健康長寿社会の実現や、国民からの多様な医療ニーズに対応していくために、診療科や職種を横断したチーム医療の推進や、地域の関係機関等との連携を通じて、医療現場の様々な諸課題に対応できる人材が必要。

対応

高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供できる優れた医療人材の養成を推進する。

【取組1】病院経営支援領域

- ・地域の実情に応じた病院経営戦略の企画・立案等の能力を兼ね備えた医療人材の養成
- 事業期間：最大5年間 財政支援（平成29年度～令和3年度）
- 選定件数・単価：10件 × 約300万円

【取組4】アレルギー領域

- ・アレルギー疾患に横断的・総合的に対応できる一貫した知識・技能を有する専門医療人材の養成
- 事業期間：最大3年間 財政支援（令和元年度～3年度）
- 選定件数・単価：1件 × 2,000万円

【取組2】精神関連領域

- ・多様化かつ増大する精神医療及び関連疾患に対応できる職種を横断した専門医療人材の養成
- 事業期間：最大5年間 財政支援（平成30年度～令和4年度）
- 選定件数・単価：10件 × 約3,600万円

【取組3】医療チームによる災害支援領域

- ・災害規模やフェーズに応じて臨機応変に対応でき、災害医療の後方支援に関する指揮調整機能を有した医療チームの養成
- 事業期間：最大4年間 財政支援（平成30年度～令和4年度）
- 選定件数・単価：4件 × 約1,600万円

【取組5】外科解剖・手術領域

- ・医療を支える安全・安心な高難度手術等の高度医療を提供できる専門医療人材の養成
- 事業期間：最大3年間 財政支援（令和元年度～3年度）
- 選定件数・単価：2件 × 2,400万円

期待される成果

高度専門医療人材の輩出、我が国が抱える医療課題の解決、健康立国の実現

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究



背景・課題

近年我が国では、人生百年時代を見据えて、健康寿命の延伸に向けた新しい健康・医療・介護システムを構築するため、医療・介護の連携強化、地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等の取組が求められている。

このような中、医師・歯科医師等の養成においては、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的能力の到達目標を定めたモデル・コア・カリキュラム（医学、歯学：平成28年度改訂、薬学：平成25年度改訂、看護学：平成29年度策定）を踏まえた教育が実施されていることから、今後も保健医療分野におけるニーズの変化に対応するため、各モデル・コア・カリキュラムにおける学習目標等の改善・見直しや、診療参加型臨床実習のより一層の充実に向けた検討が必要である。

また、医学部定員については、平成22年度以降、地域の医師確保の観点からの臨時定員増（地域枠制度）等を行ってきたところ。本制度による臨時定員増の規模は令和3年度まで暫定的に維持することとされているが、骨太方針2018において、令和4年度以降の定員については今後、医師需給動向を定期的に行いつつ検討されることとされているところ、これまでの地域枠制度の運用状況等を継続的に把握する必要がある。

対応・内容

現行版モデル・コア・カリキュラムの各大学における適用状況及び診療参加型臨床実習やその他教育現場の課題等について、実態を的確に把握・整理した上で次期改訂案を作成するため、学生・教員等へのヒアリング・アンケート調査及び教育現場等への実地調査を複数年行うことで十分なデータを蓄積し、さらにそのデータを分野間で共有しながら分析・検討を行う。

医学部定員については、令和4年度以降の臨時定員の在り方の検討に資するべく、これまでの地域枠制度が各大学・都道府県においてどのように運用され、また、医学部学生のカリキュラム形成・地域定着等に効果を発揮したかを継続して調査・検証するとともに、同制度の運用改善についての示唆を得る。

- ◆医学教育・歯学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究
 - 事業期間 最大3年間（令和2年度～令和4年度）
 - 選定件数・単価 2件（医学1件・歯学1件）×1,075万円
- ◆地域医療に従事する医師の確保・養成のための調査研究
 - 事業期間 最大3年間（令和3年度～令和5年度）
 - 選定件数・単価 1件×850万円
- ◆薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究（継続）
 - 事業期間 最大3年間（令和元年度～令和3年度）
 - 選定件数・単価 1件（薬学）×1,000万円

18 - 48 -

1. 大学病院を取り巻く諸課題

(3) 各種要請

17

19

診療報酬の不正請求事案について

- ◆大学病院において診療報酬の不正請求事案が発生しました。
- ◆診療報酬請求については、国民の信頼を損なうことがないように適切に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

<事案の概要>

三重大学医学部附属病院において、医師1名が診療録の記録を複数回にわたり不正に改ざんし、実際には全身麻酔手術で投与されていない薬剤の費用が診療報酬として不適切に請求されていた。改ざんの疑いがある件数は2018年4月～2020年3月の期間の症例数約2,200症例、これに対する不正が疑われるランジオール塩酸塩の請求総額は2,800万円超となっている。

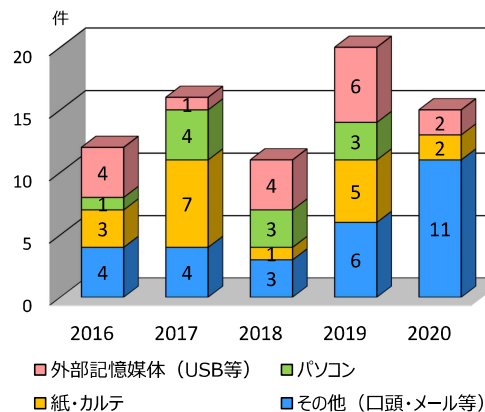
20

大学病院における患者情報の漏洩について

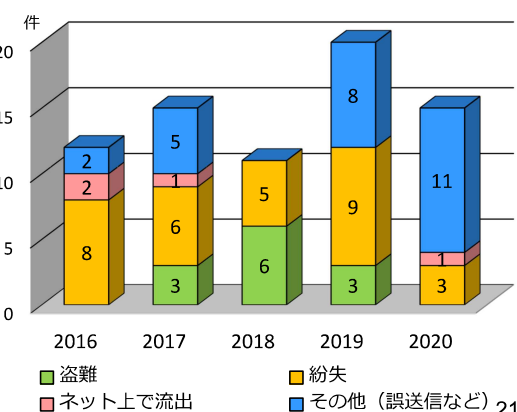
【文部科学省で把握している患者情報漏洩の件数・患者数】 2020年8月末現在

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
発生件数	12件	15件	11件	20件	15件
患者数	2,257人	6,470人	2,632人	8,548人	199人

漏洩媒体



漏洩の理由



21

大学病院における患者情報の漏洩事例

注意

職員になりすました電話による患者情報漏えい事案が多発しています。
※ 2020年6月 9件発生（電子カルテから患者の携帯電話番号など188人分が漏えい）
電子カルテを使用するすべての病院教職員（大学院生、クラーク、委託・派遣職員等を含め）に防止策の周知と注意喚起をお願いします。

<事例>

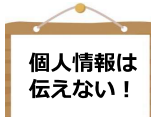
病院に実在する医師や事務職員の名を騙り、院内、医局、研究室、PHSへ本人になりすました電話があり（既に何らかの手法で事前に入手した）患者名を挙げ、「至急、受診の件で患者に連絡したいが外勤先でカルテが見れないため教えて欲しい」等と、巧妙な語り口で電子カルテを開くよう誘導し、患者の電話番号を聞き出そうとする。

相手を信じこみ、電子カルテから複数人の患者の電話番号（＝個人情報）を伝えたが、電話後、不審に思い、確認したところ本人ではないことが判明し情報漏えいが発覚。当該患者は本学の卒業生や研修医だった。



<対応策の参考例>

- ① 本人確認ができない電話からの問合せには、個人情報は伝えない。電話相手の所属、連絡先を聞き、折り返しの電話対応とする等、のルールを病院で設定し周知する
- ② 全職員研修や入職オリエンテーション等の内容に取り入れ、電子カルテを使用するすべての教職員に事例の共有と対応策を周知する
- ③ 各部署内ミーティングで定期的に注意喚起を行う
- ④ 電話機の近くに注意喚起の掲示を行う



22

大学病院における患者情報の漏洩事例

多くは職員が『情報セキュリティ管理』等の大学・病院規則を遵守しなかったことにより発生！

2019年～2020年に発生した事例

■ 患者情報が保存されたUSBメモリを学会に持参し紛失

電子カルテから収集した患者情報（氏名、年齢、手術所見、検査データ等）約200名分をExcelファイルに入力し、個人所有のUSBメモリに保存していた。病院の規定では、患者情報の持出しは原則禁止であり、持出す場合には①病院の許可申請、②情報の匿名化、③USBメモリのパスワード設定等の実施が必要だったが、いずれも守られていなかった。約1ヶ月後、第三者に拾得され届けられた。

■ メール誤送信による患者情報漏えい

研究目的で収集した3,000名の患者情報（患者氏名・病歴等）をExcelファイルに保存し、共同研究者にメールで送信したが、宛先の誤入力により第三者に誤送信されてしまった。添付ファイルにパスワード設定や患者情報の匿名化は行っていない。研究倫理委員会で承認された研究計画書では、情報を匿名化することになっていたが、照合確認が煩雑になるため実施していなかった。

■ 受診予約患者一覧表の入った鞆の盗難

患者15名分の個人情報（氏名、年齢、性別、電話番号等）が記載された診察予定一覧表を鞆に入れて持ち帰り、帰宅途中、鞆の盗難に遭う。警察に届けたが発見されなかった。病院規則では、個人情報を記録した紙媒体の持出しは原則禁止されていたが、翌日の診療の予習をするため持出してしまった。

- ◆ 大学・病院の規則に違反していないか、自己の行動点検をお願いします
- ◆ 管理者は職員および個人情報を取扱う委託業者が規定を遵守しているか、定期的な監査をお願いします

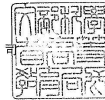
23

大学病院における個人情報の適正な管理について

29文科高第1107号
平成30年3月14日

附属病院を置く各国公立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
義 本 博



(印影印刷)

大学附属病院における個人情報を含む重要情報の適正な管理について（通知）

大学附属病院における個人情報を含む重要情報の管理については、これまで累次にわたって注意喚起してまいりましたが、患者個人情報が入ったノートパソコンや外部記録媒体、紙媒体等を許可申請もなく院外に持ち出し、盗難に遭うなどして紛失する事案が発生するなど、個人情報の漏えい事案が依然として継続的に発生しております。こうした事案は、国民の安心・安全が脅かされることとなり、大学附属病院に対する社会の信頼を著しく損なうものであります。

各大学においては、同種的事案の発生を防止するため、関係法令及びガイドライン等を踏まえ、個人情報の適切な管理に関する定め及び情報セキュリティ関係規則に基づく情報の適切な取扱いについて、改めて病院関係教職員・学生等に周知いただくとともに、所要の取組の徹底や不断の見直しを行っていただきますよう強くお願いします。

また、その際は、電子カルテ等の病院情報システム及びその周辺システムのみならず、各講座・診療科やその所属教職員・学生等が保有する研究用データ等についても管理体制の状況を今一度再点検するなど、個人情報を含む重要情報の適正な管理に取り組んでいただきますよう併せてお願いします。

なお、本通知を踏まえた各大学附属病院における取組状況について、後日フォローアップ調査を実施しますので、御協力くださるようお願いいたします。

24

画像診断報告書の確認不足等に関する医療安全対策の徹底について

事 務 連 絡
平成30年6月13日

附属病院を置く各国公立大学長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課

大学附属病院における画像診断報告書の確認不足等に関する医療安全対策の徹底について

今般、CT検査の画像診断に関する確認不足等で診断が遅れ、そのうち、複数は治療開始が遅れたことにより患者が死亡した事案が当省に報告されました。

これまでも、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室から「画像診断報告書等の確認不足に関する医療安全対策について」（平成29年11月10日付事務連絡）や日本医療機能評価機構から「画像診断報告書の確認不足（第2報）」（平成30年5月）が発出され、各医療機関に対し度々注意喚起が図られてきたところです。

同機構のホームページに公表されている「医療安全情報」によると、こうした事案が発生した医療機関においては、「主治医は、放射線科専門医の画像診断報告書を確認後、患者に画像検査の結果を説明する」、「放射線科専門医は、読影で検査の主目的以外の重大な所見を発見した場合、依頼した医師に注意喚起する」、「画像診断報告書が未読の場合に気付ける仕組みを構築する」など、画像診断報告書の確認不足を無くすために様々な取組が進められています。

つきましては、これまでも医療安全全般に対する取組は、各大学において実施されていると理解しておりますが、こうした一連の問題を防止するため、別添の内容を御確認の上、貴大学において、改めて周知徹底を図るとともに、画像診断にかかる附属病院内の実施体制について今一度点検を行うなど、医療安全対策に適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

25